

児玉郡市広域市町村圏組合概要

(令和6年4月1日現在)

★ 圏域の概要

本圏域は、本庄市・美里町・神川町・上里町の1市3町によって構成され、埼玉県北西部、東京都心より約75km～85km圏に位置し、東は熊谷市、深谷市を中心とする大里地域、南は秩父地域、北西部は利根川、烏川、神流川を挟んで群馬県と接しています。利根川沿いに広がる平野部と秩父山系に連なる丘陵地や山地からなり、貴重な自然と景観を有しています。

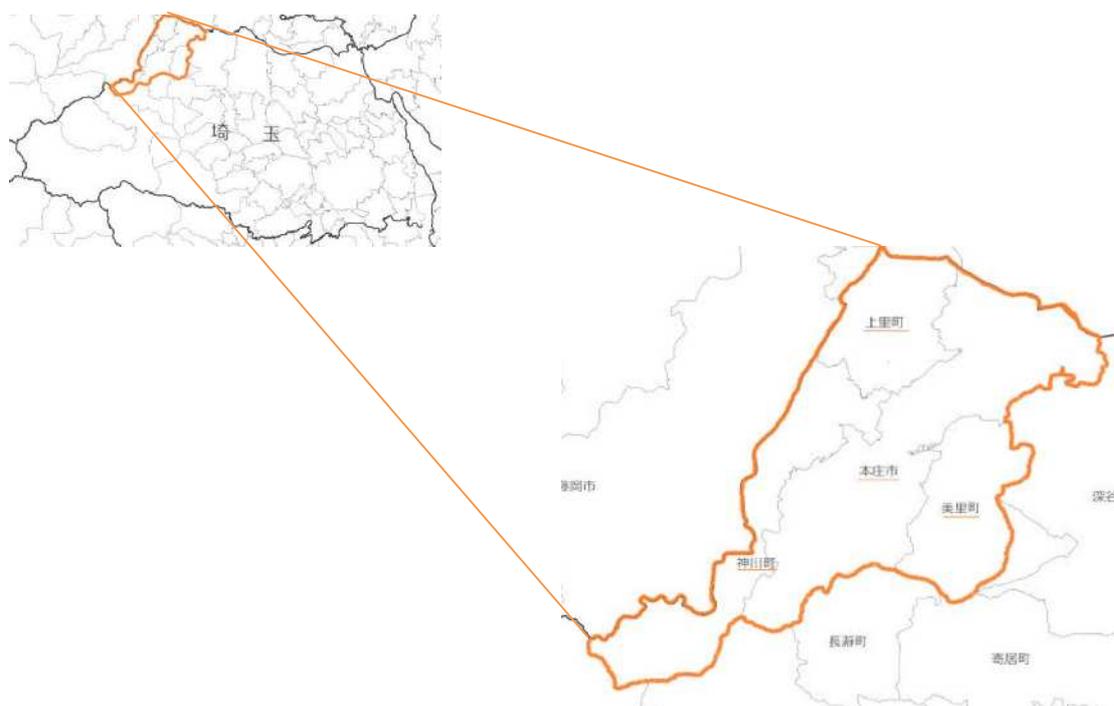
総面積は約199.68km²で、人口は約13万2千人を擁し、交通網ではJR高崎線、八高線、国道17号、254号、462号に加えて関越自動車道が通り、利便性の高い立地特性をもっています。

★ 人口 131,112人

★ 世帯数 60,294世帯

(令和6年4月1日 住民基本台帳による)

| 市町村名 | 面積 (km ²) | 人口 (人) | 世帯数 |
|-------|-----------------------|---------|--------|
| 本 庄 市 | 89.69 | 77,013 | 36,245 |
| 美 里 町 | 33.41 | 10,789 | 4,575 |
| 神 川 町 | 47.40 | 12,827 | 5,903 |
| 上 里 町 | 29.18 | 30,483 | 13,571 |
| 計 | 199.68 | 131,112 | 60,294 |



★ 組合の沿革

| 年 月 | 内 容 |
|-----------|---|
| 昭和45年 7月 | 児玉郡市広域市町村圏指定 |
| 昭和45年 9月 | 児玉郡市広域市町村圏協議会発足 |
| 昭和46年 3月 | 児玉郡市広域市町村圏計画策定 |
| 昭和46年 4月 | 児玉郡市広域市町村圏組合認可 |
| 昭和46年 7月 | 児玉郡市広域市町村圏組合業務開始 |
| 昭和47年 11月 | 児玉郡市広域総合センター供用開始 |
| 昭和48年 3月 | 児玉郡市広域市町村圏協議会廃止 児玉郡市広域消防本部発足 |
| 昭和48年 4月 | 職員研修事業開始 |
| 昭和48年 5月 | し尿処理施設「衛生センター」操業 |
| 昭和48年 9月 | 養護老人ホーム「寿楽園」開園 |
| 昭和49年 7月 | ごみ処理施設「清掃センター」操業 |
| 昭和49年 11月 | 老人福祉センター「やすらぎ荘」開所 |
| 昭和51年 3月 | 広域市町村圏振興整備構想研究報告 |
| 昭和55年 4月 | 消防指令センター業務開始 破砕処理施設「破砕処理工場」操業 |
| 昭和56年 3月 | 児玉郡市新広域市町村圏計画策定 |
| 昭和57年 6月 | 視聴覚ライブラリー開始 |
| 昭和57年 12月 | 斎場「こだま聖苑」操業 |
| 昭和61年 3月 | 児玉郡市新広域市町村圏計画後期基本計画策定 |
| 平成 2年 4月 | し尿処理施設(新施設)「利根グリーンセンター」操業 |
| 平成 3年 3月 | 第2次児玉郡市新広域市町村圏計画策定 |
| 平成 6年 5月 | 神泉一般廃棄物最終処分場供用開始 |
| 平成 7年 11月 | 栗崎一般廃棄物最終処分場供用開始 |
| 平成 8年 3月 | 第2次児玉郡市新広域市町村圏計画後期基本計画策定 |
| 平成10年 5月 | 美里一般廃棄物最終処分場供用開始 |
| 平成11年 12月 | ごみ処理施設「清掃センター」閉鎖 破砕処理施設「破砕処理工場」閉鎖 老人福祉センター「やすらぎ荘」閉所 |
| 平成12年 4月 | ごみ処理施設(新施設)「小山川クリーンセンター」操業 |
| 平成12年 5月 | 余熱利用施設「湯かっこ」開所 |
| 平成13年 3月 | 第3次児玉郡市新広域市町村圏計画策定 |
| 平成14年 10月 | 美里一般廃棄物最終処分場第二期分供用開始 |
| 平成18年 6月 | 組合構成市町変更(1市3町) |
| 平成19年 4月 | 斎場「こだま聖苑」指定管理者制度移行 |
| 平成20年 4月 | 余熱利用施設「湯かっこ」指定管理者制度移行 |
| 平成21年 12月 | 児玉郡市新広域市町村圏計画廃止 |
| 平成24年 3月 | 養護老人ホーム「寿楽園」閉園 視聴覚ライブラリー廃止 |
| 平成27年 4月 | 児玉郡市広域消防本部・中央消防署新庁舎業務開始 本庄消防署を本庄分署に変更、本庄南分署を廃止 |
| 平成27年 9月 | 児玉郡市広域市町村圏組合事務所を小山川クリーンセンターに移転 児玉郡市広域総合センター閉所 |
| 平成29年 6月 | 児玉分署新庁舎業務開始(施設の移転) |
| 平成30年 5月 | 本庄分署新庁舎業務開始(施設の移転) |

児玉郡市広域市町村圏組合とは・・・

児玉郡市の一体的な地域振興を図るため、地方自治法に基づき設立された一部事務組合です。構成市町の協力、連携のもと、市や町の区域を越えた広域的な行政を推進しています。

★ 共同処理事務

- (1) 広域圏総合センターの建設及び管理運営に関すること。
- (2) 消防に関すること。
- (3) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）により組合市町が処理することとされた事務のうち、次に掲げるもの
 - ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）に基づく事務
 - イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務
 - ウ 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務
- (4) 老人福祉センター及び養護老人ホームの建設及び管理運営に関すること。
- (5) し尿処理施設、ごみ処理施設及びごみ処理に伴う余熱を利用した施設の建設及び管理運営に関すること。
- (6) し尿及びごみの収集に関すること。
- (7) 火葬場の建設及び管理運営に関すること。
- (8) 総合運動場の建設及び管理運営に関すること。
- (9) 国民宿舎の建設及び管理運営に関すること。
- (10) サイクリング道路の建設及び管理に関すること。
- (11) 情報計算センターの管理運営に関すること。
- (12) 組合市町の職員の研修に関すること。
- (13) 地域総合医療に関すること。

組合各施設紹介

★ごみ処理施設 小山川クリーンセンター



ごみ処理施設小山川クリーンセンターは、安全かつ効率的なごみ処理を行うために、ごみ焼却施設、粗大・資源ごみ処理施設を備えた総合的な廃棄物処理施設となっています。各設備には最新鋭の機器及び技術を導入して、周辺環境やダイオキシン類をはじめとする公害防止に万全を期しています。

また、廃棄物循環型社会へ対応するため、ごみの焼却によって発生する熱を利用して発電を行い施設内の電力を賄う一方、隣接して建設した余熱利用施設「湯かっこ」へも熱を供給しています。粗大・資源ごみ処理施設では、鉄・アルミなど、資源の回収に努めています。

★し尿処理施設 利根グリーンセンター



し尿処理施設利根グリーンセンターは、下水道の普及している地域以外のし尿及び浄化槽汚泥を処理する施設です。標準脱窒素処理方式を採用した処理施設で、最高の技術と最良の方法を結集したものです。

特に、公害防止対策には意を注ぎ、排ガス、騒音、振動、悪臭はもちろん水質確保のため、高度処理方式を採用した施設でもあります。また、敷地内には緑豊かな公園やグラウンドを整備しています。

★斎場 こだま聖苑



斎場・こだま聖苑は、従来の火葬場という雰囲気を取り除き利用しやすい施設、また故人を偲び心の安静を願う場としての施設です。

特に火葬施設につきましては、無煙無臭の性能を備えており、また住宅事情等で自宅での葬儀等が困難な場合を考慮し、式場も併設しています。

★余熱利用施設 湯かっこ



余熱利用施設「湯かっこ」は、小山川クリーンセンターのごみの焼却による余熱を有効利用したプール施設、温浴施設です。「交流の場」・「憩いの場」・「健康づくりの場」として出会い・健康・リラックスをサポートします。

子どもからお年寄りの方まで世代間を越えた、どなたにもやさしくふれあいの施設です。

愛称「湯かっこ」とは…

公募によって決定。所在地名「五十子(いかっこ)」と温浴施設等のお湯にちなんだもので、呼びやすく、多くの皆様に親しんでいただきたいという思いを込めた愛称です。

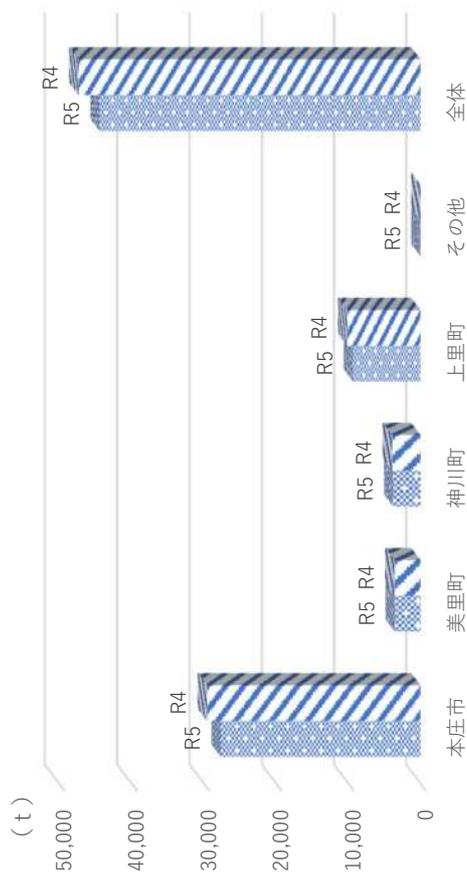
★消防本部



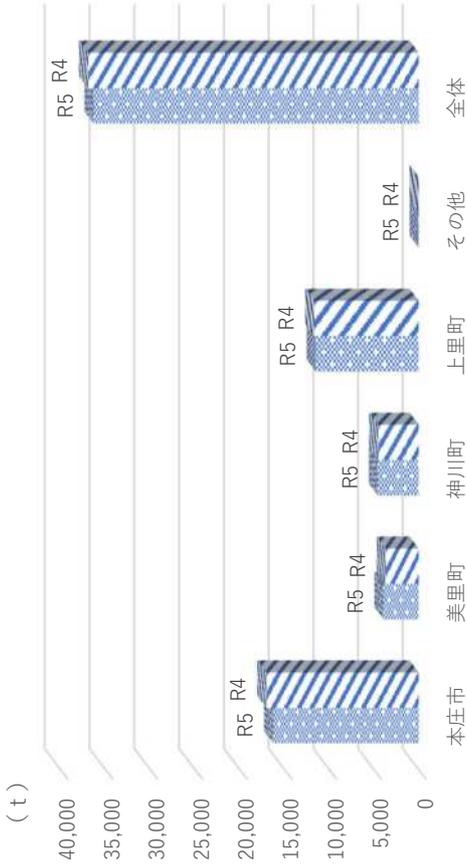
児玉郡市広域消防本部は、昭和48年3月に発足し、年々整備拡充され、現在、総務課、予防課、警防課、指令課及び1署6分署から構成されています。

火事や事故の災害を未然に防ぐとともに万一災害が発生したときは被害を最小限に食い止めるため、消火、救急及び救助業務等24時間体制で日夜活動しています。

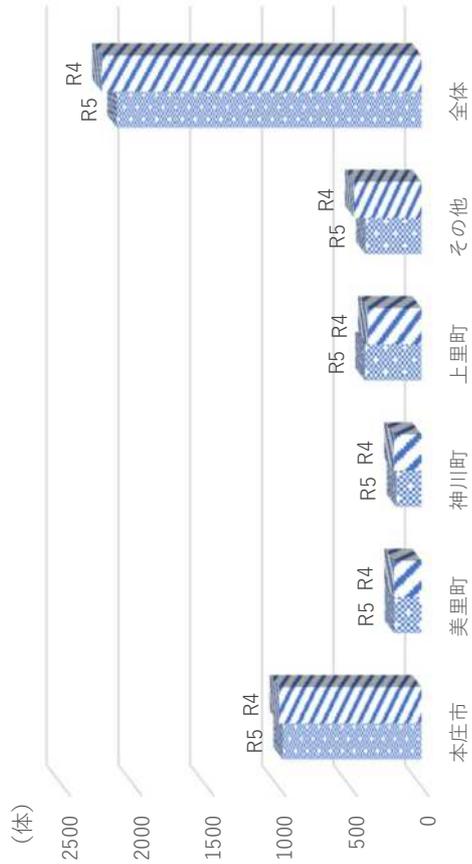
年間ごみ処理量 (年間合計)



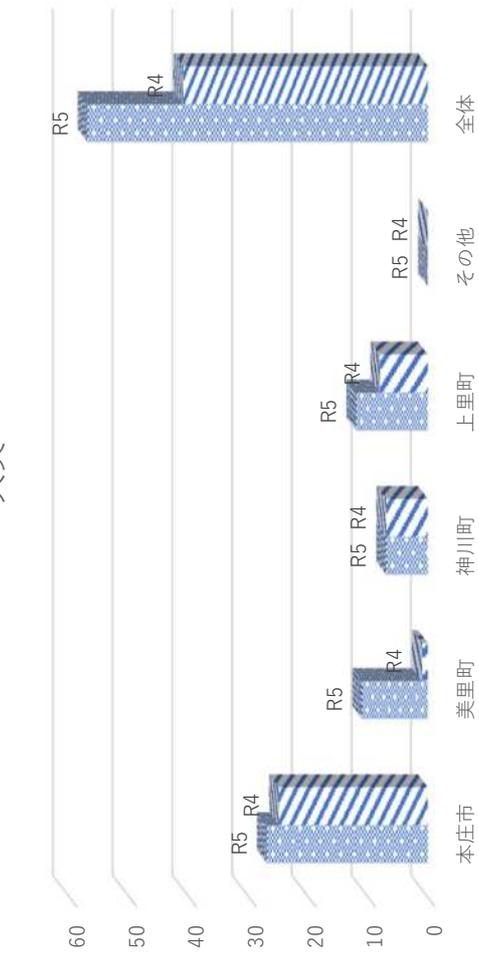
し尿処理量



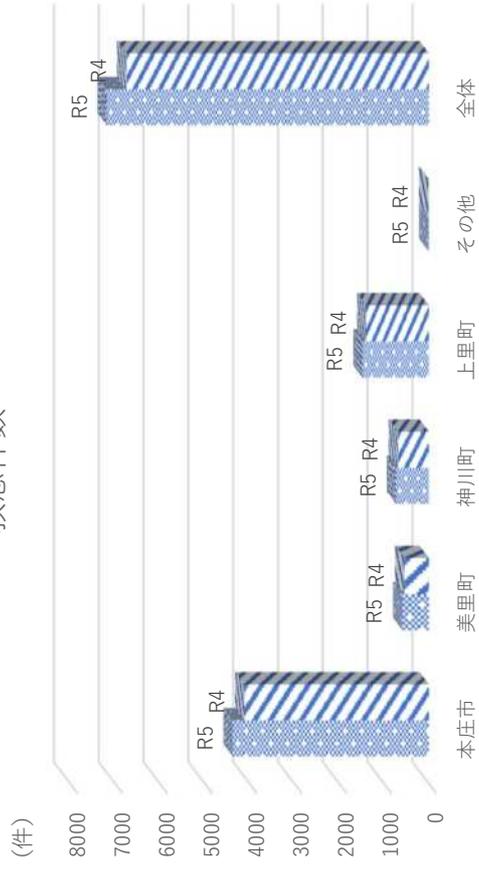
斎場火葬体数



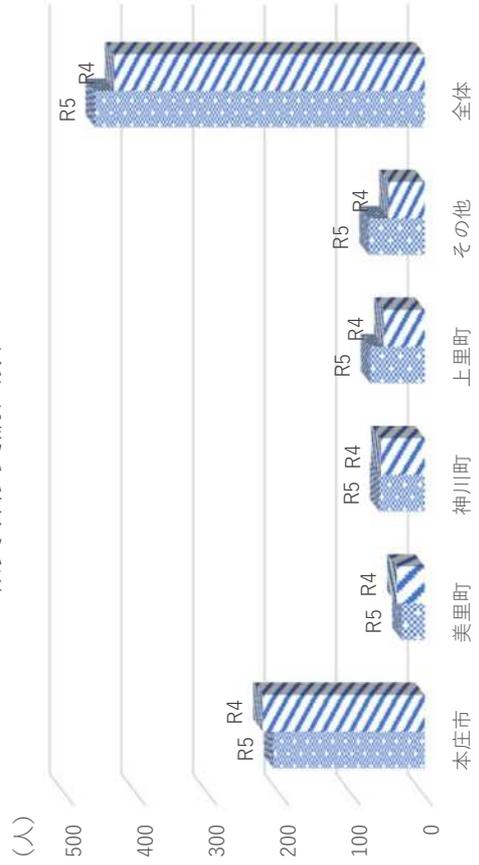
火災



救急件数



職員研修受講人数



児玉郡市広域市町村圏組合組織図

(令和6年4月1日現在)

